

第7回

(平成30年7月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成30年7月10日（火）午後9時30分から午前10時50分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第27号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第28号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第29号案 非農地証明願いに対する認定について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、8番・9番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

4 番 5月あっせんの案件ですが、6月22日に購買者、事務局、石松会長、内田推進員であっせん会議を行いまして10アールあたり30万2216円、全部で270万円に決まり、7月9日に公社に売渡が済んでおります。

議 長 議事に入ります。議第27号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

なお、調査番号2、3につきましては、所有者が7月6日に死亡されておりますので審議なしということで、よろしくお願いします。

議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

贈与です。関係は親戚関係です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、312a、田254a、飼料用米50a、WCS150a、残りが主食用米のヒノヒカリ、畑58a、ミシマサイコ30a、残りは里イモなどです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：贈与のため発生しておりません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、ミスト機、軽トラ、トラック等を所有。8番（取得農地の利用計画）：WCSを作付け予定。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、2番委員より調査報告をします。

議長 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）です。経営面積は、208a、田100a、WCS80a、水稻20a、畑は野菜栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：自宅周辺。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：畑の一部を担い手に貸し出している。小作に出していない。5番（取得価格）：使用貸借のため金銭のやり取りはありません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラック、トラクター、コンバイン、田植機をはじめ経営に必要な機械はすべて揃っております。8番（取得農地の利用計画）：これまでのどおりの作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議長 議第28号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第28号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

今回は所有権移転7件、利用権設定が13件です。所有権移転7件につきましては、すべて農業公社から農家への売り渡し分です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～13番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第29号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第29号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 西地区の代表として4番から報告します。写真を準備しております。上の写真は農地ナビですが、竹林になっています。下の写真が横から撮った写真ですが、竹林です。西地区の農業委員と推進委員で日曜日の午後1時から調査しまして非農地と判断しましたので報告します。

議 長 調査番号2、3番について木上地区の代表の方の調査報告をお願いします。

2 番 調査番号2番については、利用状況は山林とありますが、写真を添付しておりますが、このような状況です。申請人も畑があったかどうか記憶がないような状態です。古くからこういう状態でありました。調査番号2番については、非農地で良いとまとまりました。以上報告終わります。

3 番 調査番号3番については、写真があると思いますが場所的には木上十日市から知敷原に上がりますところの智源寺というお寺が右手にあります、その寺の入り口の反対側になります。1筆1,155㎡となっておりますが、写真の中央部分に段差がついていて実質2筆となっております。理由については、過去に数年に一度上流から鉄砲水が流れてきて、水田が壊れ営農できないため、中の段差にコンクリートで畦を作っていました。しかし、奥の方は湿田で機械作業もできない状況です。3人

の意見として、営農するのにそこまで荒れていないが、申請人は、自分のでは営農できないと主張されており、近くの方にあたって無償でいいので作付して欲しいと依頼されましたが、作付される方は誰もなく、3人の意見として、総会で意見を聞いて、決定いただきたいということにまともっております。以上です。よろしくお願いします。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 調査番号3番ですが、竹やぶに隣接しておりますが、作物を作っても日が当たらない状態と思いますが、どのような状態でしょうか。

3 番 昔は、米を作付していた。今の時期は溝に水が流れておりました。しかし、天気が続きますと水もなくなります。しかし、下段の田は湿田でいつも水があり深い、イノシシ、マムシもいると伺っております。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

反対の方もいらっしゃいますが、多数決により3番について原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年7月10日

農業委員会会長

8番 農 業 委 員

9番 農 業 委 員